介護で欠勤 雇い止め

報われぬ国 負担増の先に……

事情説明しても「勤怠不良」

介護失職

春の暖かさに包まれた大阪市内の公園で、その女性(52)は母親(80)と愛犬を連れて歩いていた。

派遣社員としてコールセンターでパソコン機器の顧客相談をしていた。だが、母の介護で欠勤が多いことを理由に「雇い止め」になり、昼間はこうして過ごすのが日課になった。

「これ以降の契約更新はありません」。思いがけない言葉に頭が真っ白になったのをいまも覚えている。2012年8月のことだ。

勤務中に呼び出されると、会議室で派遣会社の担当者が待っていた。「あなたは遅刻や欠勤が多い」

担当者は、コールセンターの業務が縮小される計画を伝えた後、女性が人員削減の対象になった理由として勤務態度を挙げた。

「介護しないといけない事情は説明していたはず。何とかなりませんか」。必死に訴えたが、「派遣先の事情もあるし、会社はボランティアではない」。

雇用を打ち切る理由が示された書類には「勤怠不良」と書かれていた。怒りがこみあげてきた。

その約1年前、母が認知症と診断を受けた。父親が亡くなった後、ずっと2人で暮らしてきた。

母は不安や寂しさから、出勤しようとすると、体調が悪いと訴えたり、買い物などの用事を頼んできたりした。時には不満や小言を言い、なだめながらずっとつきあうしかなかった。介護サービスを受けるための手続きや付き添いもあり、最初は遅刻や欠勤が月に10日ほどになった。

だが、その後はデイサービスを週3日に増やし、介護にも慣れてきた。12年6月ごろからは遅刻や欠勤もほとんどなくなった。何とか働き続けられると思った矢先の雇い止めだった。

女性はいま、母の年金と父の実家を貸して得る家賃収入などで何とか暮らすが、介護はいつ終わるかわからない長い道のりだ。

「いまは先のことは考えないようにしている。私の人生、変わってしまった」

93日「足りぬ」

親などの介護をきっかけに職を追われる「介護失職」が広がる。東京都内で保育士をしていた20代のエイコさんもそうだ。

12年秋、長野県にいた母(66)が脳梗塞で倒れた。父も脳梗塞になったことがあり、母の世話を任すのは心配だった。そこで、東京でいっしょに暮らす兄と2人で面倒をみようと、東京の病院に母を移した。

手続きや介護の相談に加え心労で体調を崩し、月に5、6日休むこともあり、同僚との関係は冷えこんだ。相談しようにも、同じ年ごろで介護経験のある人はいない。孤立感が募り、半年後に保育士をやめた。

その後、母が自宅からデイサービスに通うなど落ち着いたため、医療事務を請け負う会社に再就職した。国の「介護休業制度」に従って、介護をする社員のために通算93日間まで休める制度も整っていた。

だが、エイコさんは休めなかった。母が長野に帰りたがったため、しばらく長野で世話しようと介護休業を使おうとしたが、この会社では勤続1年を超えないと取得できなかったのだ。

母は長野に帰れず、いまは体調を崩して再び入院している。勤続1年を過ぎたところで、休めるのは通算93日間しかない。「これじゃ、とても足りない」

そもそも厚生労働省は介護休業制度を「要介護の家族をどの施設に入れるかなど、今後のケア方針を決めてもらう準備期間を確保するもの」と位置づける。だが、手ごろな費用で入れる特別養護老人ホームは足りず、デイサービスなどを使った在宅介護では家族が支え続けなければならない。

「職場が理解しないこともあるし、制度ができても現実と合ってなかったり、利用しづらかったり。結局は自分たちで支え合うしかない」。富山県に住むタカシさん(57)は感じる。

元派遣社員の女性(右)は「雇い止め」になってから、母(左)と一緒に散歩をするのが日課になった＝木村和規撮影

生活苦 親子「共倒れ」の恐れ

約15年前、妻が脳梗塞で倒れて半身まひになった。大阪市内の照明器具メーカー直営店で正社員として働き、売り場リーダーをしていた時だ。2人の息子はまだ小学生だった。

仕事を終えて自宅に帰るのは夜10時過ぎ。それから妻の入浴や子どもの翌日の朝食づくりなどを終えると、寝るのは午前3時を回った。介護休業制度も利用したが、終われば元の過酷な生活に戻るだけだ。

介護疲れから、注文された商品とちがう商品を発送するなどのミスが続いた。妻の介護で早退も増えた。

やがて出たのが外回り営業への辞令。拘束時間が長く、とても介護を続けられない。「辞めていいぞということだな」。正社員の座を捨てるしかなかった。

その後、家電販売会社などで働いたが、介護との両立は難しく、ずっと続けられない。家賃を払うのも大変になり、約3年前に富山の実家に戻った。いまは、介護の悩みを持つ男性向けに料理教室や介護セミナーを催して暮らす。

険しい再就職

介護で職を失ったあげく、親も子も生活苦に陥る「共倒れ」の危険もある。

茨城県に住むアツシさん(50)は30代後半から、パーキンソン病の父、がんで入退院を繰り返す母を介護した。地元の機械メーカーをやめ、アルバイトなどで食いつないだ。賃金のいい工場の面接も受けたが、介護でフルに働けないことを話すと採用されなかった。

父は最も重い「要介護5」だったが、介護サービスは週2回の入浴しか受けさせてあげられない。十分なサービスを受ければ自己負担が月数万円になり、暮らしていけないからだ。両親の年金は月10万円ほどあったが、入院費用などの借金返済に消えていった。

06年に母、10年に父が亡くなり、長い介護生活が終わった。肩の荷が下りた途端、待ち構えていたのは自らの生活への不安だ。

工場などで働こうと職を探すが、50歳にもなると求人は少ない。履歴書の段階で落とされ、面接を受けることさえできない。「今度は自分が生きていかなきゃ。何とか仕事に就きたい」。焦りが募る。

(木村和規、横枕嘉泰)

「報われぬ国」は原則として月曜日朝刊で連載します。ご意見をメール(keizai@asahi.com)にお寄せください。

離職 1年で10万人超

総務省が昨年7月にまとめた就業構造基本調査では、介護で職を失ったり自らやめたりした「介護離職」は、11年10月から1年間で10万1千人に達し、5年ぶりに10万人を超えた。

一方、介護をしながら働いている人は約290万人いて、働く人全体の4・5%を占める。

政府は1999年度から、要介護の家族1人について連続3カ月まで仕事を休める「介護休業制度」をつくるよう企業に義務づけ、05年度からは通算93日まで休めるように改めた。介護休業中は雇用保険から、休業前6カ月間の平均賃金の4割の水準の介護休業給付が支給される。加えて10年度からは、要介護の家族が1人の場合は年間5日まで、2人以上は年間10日まで「介護休暇」を取れるように義務づけた。

しかし、12年度に介護休業制度を使った人は、介護をしながら働く人の3・2%しかいない。介護休暇や短時間勤務などを含めた支援制度を使った人も、正社員で16・8%、非正規社員で14・6%にとどまる。
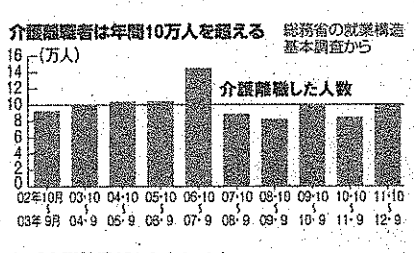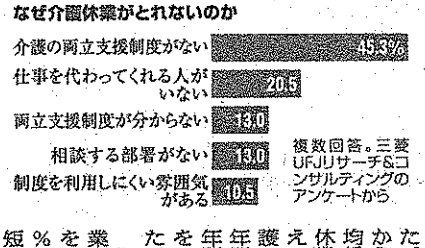
三菱UFJリサーチ&コンサルティングの矢島洋子主任研究員は「制度が知られていないことに加え、代わりに仕事をする人がいなかったり相談にのる部署がなかったりして制度を使う環境が整っていない」という。「男性介護者と支援者の全国ネットワーク」が10年9月に会員の534団体・個人に聞いたアンケートでは、「嫌がらせをされて耐えきれず、転職の回数も多くなった」「中途半端では迷惑をかけるので、仕事は辞めた」などの回答があった。